

# あいち生物多様性戦略 2030

## 追補版（素案）

2026 年〇月

愛知県



# あいち生物多様性戦略2030 追補版

～持続可能な社会づくりに向けて～

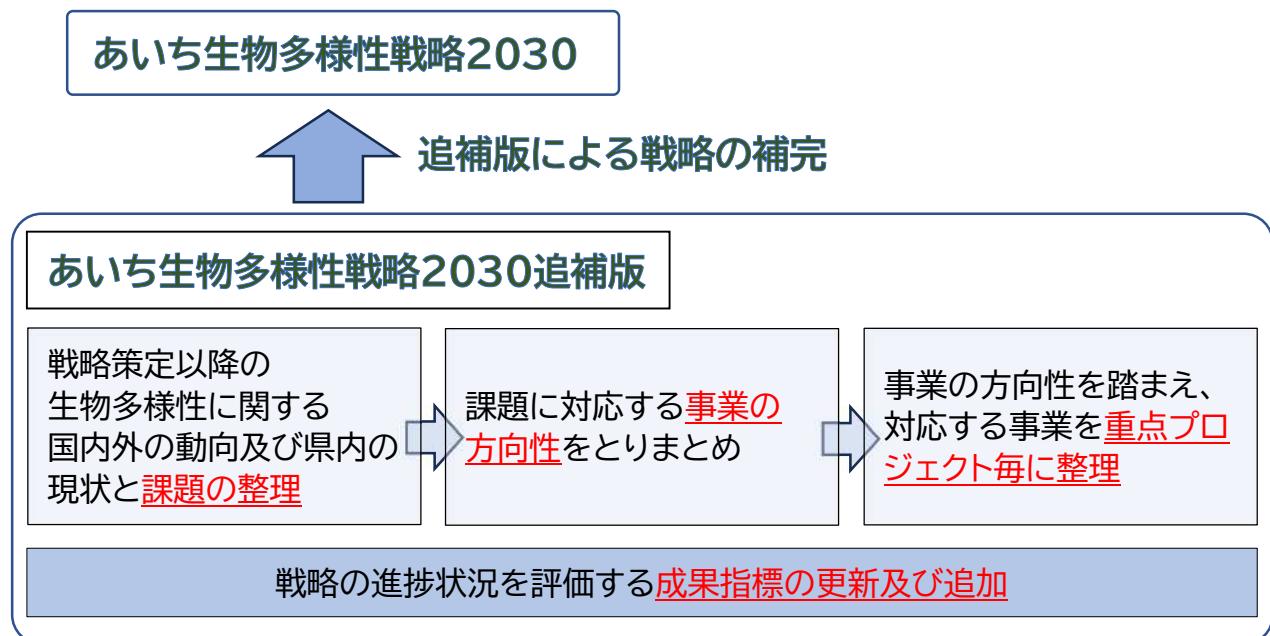
## 目 次

<b>1 中間見直しの背景</b>	…2
(1) 国内外の動向	
(2) 県内の現状と課題	
<b>2 中間見直しの方向性</b>	…4
<b>3 重点プロジェクトの進捗と課題に対する取組等の設定</b>	…6
<b>4 中間見直し後の成果指標</b>	…11

## 1 中間見直しの背景

あいち生物多様性戦略2030(以下「戦略」という。)は、2021 年度から2030年度を計画期間とし、県民、市民団体、事業者などの多様な主体が生物多様性の保全とその持続可能な利用の促進に向けた取り組みを進めるうえで、基本となる考え方や将来像を示す、生物多様性保全の行動計画として、2021 年2月に策定しました。

戦略の策定以降、戦略に基づく施策を着実に進めてきましたが、生物多様性を取り巻く状況に大きな変化が生じています。このため、施策の進捗状況を踏まえた上で、戦略策定以降の国内外の動向や県内の課題等についてとりまとめ、必要な施策を「あいち生物多様性戦略2030追補版」(以下「追補版」という。)として作成します。



### (1) 国内外の動向

2022年12月に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議(COP15)で、愛知目標に代わる新世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」(以下「GBF」という。)が採択され、2030 年までのミッションである「ネイチャーポジティブ※」に社会全体で取り組んでいくことが掲げられました。

GBF の採択を受け、我が国では生物多様性国家戦略2023－2030(以下「国家戦略」という。)が 2023 年3月に閣議決定され、陸と海の 30%以上を効果的に保全する「30 by 30 目標」の他、自然資本を守り活かす社会経済活動の推進など、2030 年に向けた行動計画と戦略が示されました。

30by30 目標の実現に向けて、国は国立公園などの保護地域の拡張と管理の質の向上に取り組むほか、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域(以下「OECM」という。)の設定を促進しています。この OECM 設定を促進するため、企業やNPOなどの民間の取組等により保全されている区域を認定する「自然共生サイト」認定制度が 2023 年度から開始され、2025年4月からは地域における生物の多様性の増進

のための活動の促進等に関する法律(以下「地域生物多様性増進法」という。)の施行に伴い、活動(実施計画)を認定する制度となりました。

※ ネイチャーポジティブ…生物多様性の損失の流れを止めて回復に反転させること

## (2) 県内の現状と課題

### ○ 湿地の消滅危機

希少野生生物の宝庫である湿地は、植生遷移や開発によりその多くが消滅の危機にさらされており、各主体による保全取組を誘導する事が喫緊の課題となっています。

### ○ 侵略的外来水生植物への対策

近年、侵略性が非常に高い特定外来生物のナガエツルノゲイトウやオオバナミズキンバイの県内への侵入が確認されており、生態系被害や農業被害などが懸念されます。

### ○ 生物多様性保全に係る担い手の減少

県内で生物多様性保全活動を行う多くの団体では、構成員の高齢化が進むなど、継続的な保全活動の実施に課題があります。

### ○ 30by30 目標の達成に向けた保全地域の拡大

国家戦略において、2030 年までに陸と海の 30%以上を効果的に保全するいわゆる「30by30 目標」が掲げられていますが、県内の保護地域と OECM の面積は 2025 年9月末時点では陸域19.6%に留まっています。

### ○ 生態系ネットワーク協議会の運営体制

県内各地域を網羅する9つの生態系ネットワーク協議会が設立されていますが、一部の協議会については担い手不足等により協議会の運営が困難となっています。

### ○ ツキノワグマによる被害の防止

ここ数年、本県のツキノワグマの出没件数は年間 20 件程度で推移しており、人身被害は発生していませんが、全国的にクマによる人身被害が増加していることから、県内でも被害の発生が懸念されます。

### ○ ニホンジカの更なる捕獲強化

県では、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するなどニホンジカの捕獲強化の取組を行っていますが、ニホンジカの生息頭数は依然として高い水準にあり、生態系や農林業への被害が深刻化しています。

### ○ 事業者による保全活動の拡大

開発行為において「自然環境の保全と再生のガイドライン」に基づく環境配慮を事業者に推奨しているものの、大規模行為届出制度の反映率が 2024 年度では 35%に留まっています。また、事業者は事業活動以外にも、生物多様性保全に係る取組の実施が求められています。

## ○ ネイチャーポジティブ経済の実現に向けた動向

GBF で企業による自然関連財務情報開示(生物多様性への依存や影響の評価・開示)が目標の一つとして設定され、国家戦略においてもネイチャーポジティブ経済の実現に向けた企業の役割が位置付けられるなど、生物多様性や自然資本との適切な関わり方を評価する動きが広まりつつあります。

## ○ 東海自然歩道の修繕

東海自然歩道は、整備後かなりの年数が経過していることから、老朽化が目立ち始めています。

## ○ 自然公園施設の利用者減少

茶臼山・伊良湖休暇村の利用者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により2020 年度に大幅な減少がありました。その後、中止となつたイベントが再開されたことにより回復しましたが、コロナ禍前の水準までは戻っていません。

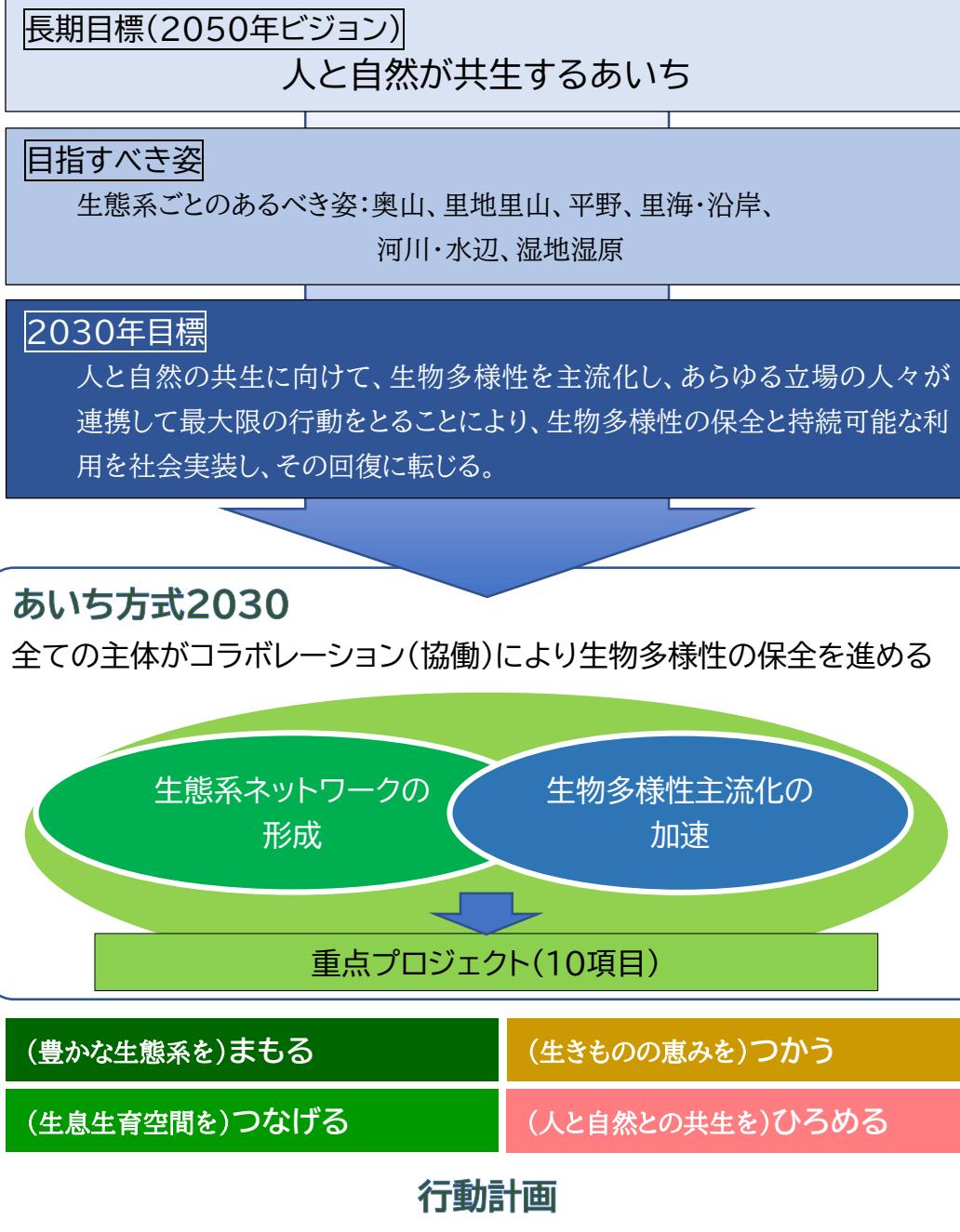
## 2 中間見直しの方向性

戦略の長期目標、2030年目標、重点プロジェクト及び基本方針といった基本的な施策体系は継続しつつ、戦略策定以降の国内外の動向や県内の課題等に対応するための施策を重点プロジェクトに追加します。また、多くの施策の成果を包括的に評価するものとして設定した成果指標の点検を行います。

今後、重点的に取り組む主な施策の方向性を以下に示します。

- 湿地の保全、担い手確保、生態系ネットワーク協議会の見直しなど、地域の保全活動を促進する取組の進展が求められています。
- 侵略的外来生物による被害の拡大防止に向けて、関係機関が連携して対策に取り組むことが必要です。
- ツキノワグマの出没、野生鳥獣による農林業被害など、人と野生鳥獣の軋轢が深刻化しており、人身被害の防止や適正管理に向けた取組が喫緊の課題となっています。
- 30by30 目標の達成に向け、自然共生サイトに認定される区域の拡大に取り組む事が重要です。
- ネイチャーポジティブ経済の実現に向け、自然環境に配慮した開発や、自然資本の保全を経営上の重要課題として位置づけるなど、事業者による主体的な関与が求められます。
- 老朽化した東海自然歩道や自然公園施設の修繕工事を実施していくことにより、利用促進を図っていく必要があります。
- 2025年度を目標年度としていた農林水産業等に関する計画等の改訂に合わせ、生物多様性保全に向けた取組について連携を図っていく必要があります。

# あいち生物多様性戦略 2030 における施策体系図



### 3 重点プロジェクトの進捗と課題に対する取組等の設定

- 戦略では、「生態系ネットワークの形成」と「生物多様性主流化の加速」を両輪とする「あいち方式 2030」を推進するため、2030 年までに特に注力して実施する事業を「重点プロジェクト」として定め、多様な主体の連携により生物多様性の保全を進めています。
- 各重点プロジェクトの進捗を確認するとともに、県内の現状と課題及び中間見直しの方向性に応じて、進捗状況を評価する数値目標の更新及び取組等の設定を行います。
- 数値目標の更新について、目標自体を追加するものは追加、目標の内容や目標値を変更するものは見直しと示します。また、取組等の設定について、既存の取組を進展するものは拡大、新たに取組を設定するものは新規と示します。

#### 重点プロジェクトA:湿地・里山ネットワーク

##### 【目標】

湿地の保全活動

保全のための植生管理が行われている湿地:新たに10箇所

本プロジェクトでは、生態系ネットワーク形成に向けて、特に重要な地点となる湧水湿地の自然環境の状況や課題を調査し、保全活動コーディネートや湿地・里山保全計画の作成により、保全活動の誘導を図っています。

戦略の策定以降、2025 年度までに新たに1箇所で湿地の保全活動が開始されていますが、これまでに作成した湿地・里山データベースを基に取組を継続し、引き続き貴重な湿地・里山生態系の保全を図ります。

##### <保全活動コーディネート> 拡大

- ・これまでに保全活動が開始された湿地のフォローアップ
- ・湿地・里山データベースにとりまとめた湿地への優先的な保全活動の誘導

#### 重点プロジェクトB:希少な動植物の保全

##### 【目標】

県内の野生絶滅種の新規発生を「ゼロ」にする

条例で保護される指定希少野生動植物種の指定 18種 → 25種

県と生息域外保全協定を締結する施設 2施設 → 4施設

県内の野生動植物の絶滅種数は、レッドリストあいちにおいて、動物が32種(2020)から43種(2025)に増加し、植物が50種(2020)から48種(2025)に減少※しました。※ 絶滅したと考えられていたものが再発見された事による

また、本県は2023年7月に豊橋総合動植物公園、2025 年7月に名古屋港水族館と希少野生動植物種の保護保全に関する協定を締結しており、希少種の保護に関する取組が進展しています。

本プロジェクトでは、県内の希少な動植物種を保護し、これ以上の野生絶滅を防ぐための活動を継続します。

## 重点プロジェクトC:外来生物対策の強化

<b>【目標】</b>	<u>初期確認段階の特定外来生物の定着防止</u> 特定外来生物(7種)(ヒアリ、アカカミアリ、ハヤトゲフシアリ、アルゼンチンアリ、クビアカツヤカミキリ、カミツキガメ、ヒガタアシ)
本県では、ヒアリをはじめ 42 種の特定外来生物が確認され、条例では25種を公表種としています。また、特定外来生物のうちアルゼンチンアリ等についてはすでに本県に定着が確認されており、市町村等と連携した防除活動や、情報共有を実施し、分布拡大防止に努めています。	
また、近年、侵略性が非常に高い外来水生植物の県内への侵入が確認されていることから、引き続き、特定外来生物の早期発見及び早期防除に向け、多様な主体が連携した対策を進めます。	
<特定外来生物対策ハンドブックを活用した対策促進> <b>新規</b>	
・市町村等各主体が行う特定外来生物への対策を支援する「愛知県特定外来生物対策ハンドブック」を活用した対策の促進	
<侵略的外来水生植物防除対策の推進> <b>新規</b>	
・市町村や関係機関等と連携した防除	

## 重点プロジェクトD:地域の環境保全活動の更なる活性化

<b>【目標】</b>	<u>生態系ネットワーク協議会 参加団体数:284団体→350団体</u> <u>市町村の生物多様性施策推進 戦略策定数:10市町村→40市町村</u> <u>自然共生サイトの認定促進 地域生物多様性増進法に基づく増進活動実施計画の認定数:○○件(2030年度まで) 追加</u>
生態系ネットワークの形成に向けた中核的な取組である生態系ネットワーク協議会の参加団体数は2025年11月時点で312団体と着実に増加しています。一部の協議会については担い手不足等により継続した運営が困難となっている事から、機能強化に向けた取組を推進します。	
また、国家戦略の主要な目標である30by30 目標の達成に向け、自然共生サイトに認定される区域の拡大を図ります。	
<自然共生サイトの認定促進> <b>新規</b>	
・地域生物多様性増進法に基づく増進活動実施計画の認定制度の周知、申請支援	
<生態系ネットワーク協議会の機能強化> <b>拡大</b>	
・運営体制等の見直し、生物多様性に係る情報交換等を目的とした新たなプラットフォームの立ち上げ	

## 重点プロジェクトE:都市の自然の価値再発見

【目標】	「生物多様性」の普及 言葉の意味の認識率:51.2% → 75%
------	----------------------------------

本プロジェクトでは、SDGs AICHI EXPO などのイベント出展や、「自然環境の保全と再生のガイドライン」に基づく開発事業者への指導等により、県民の「生物多様性」に対する理解を深める取組を推進してきました。

県内の「生物多様性」という言葉の認識率は2025年9月末時点で55.7%に留まっている事から、引き続き、県民を対象とした生物多様性の普及啓発を実施します。

### <都市空間の緑の質の改善> 拡大

- ・Webサイト「あいち生きものステーション」における自然環境の保全と再生のガイドラインの解説及び周知

## 重点プロジェクトF:鳥獣の保護・管理の推進

【目標】	ニホンジカの生息頭数の適正管理 早期に適正水準(約8,500頭)まで削減し、維持
------	---

国は、ニホンジカ及びイノシシの個体数を2013年度時点と比較して半減させるとしていたいわゆる「半減目標」を、国家戦略の閣議決定に合わせ2030年度まで延長しました。また、県内のニホンジカの生息頭数も横ばいの傾向が続いていることから、より一層の取組が必要となります。

県では、生息数の増加が著しいニホンジカ及びイノシシについて、引き続き有害鳥獣捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業を継続するとともに、捕獲の担い手となる狩猟者の確保に向けた事業を進めます。また、ツキノワグマ出没時における関係機関の連携体制を強化します。

### <ニホンジカの捕獲の強化> 拡大

- ・隣接県と連携したニホンジカの広域捕獲
- ・市町村境を跨いで生息するニホンジカ・イノシシの捕獲及び効果の検証

### <イノシシの捕獲の強化> 拡大

- ・市町村境を跨いで生息するニホンジカ・イノシシの捕獲及び効果の検証(再掲)

### <ツキノワグマの出没対応訓練> 新規

- ・県、市町村、警察、狩猟者団体等による図上演習や実地訓練

## 重点プロジェクトG:事業者の保全活動の推進

【目標】	保全活動団体と事業者のマッチング 成立件数:40件
	開発事業における環境配慮工法等の反映率 80%／年
	あいち生物多様性企業認証制度による認証企業数 ○○社 追加
	<p>事業者は、経済活動のあり方を決める主要なプレーヤーであり、国家戦略で掲げられている「ネイチャーポジティブ経営の実現」において欠かすことの出来ない存在です。2024 年度末時点で保全活動団体と事業者を結びつける「生物多様性マッチング」は23件、「自然環境の保全と再生のガイドラインの反映率は 34. 9%となっています。</p> <p>本プロジェクトでは、生物多様性保全活動の機運を高めるため、あいち生物多様性企業認証制度等、事業者による保全活動やネイチャーポジティブ経営の推進に係る各種取組を実施します。</p>
<p>&lt;あいち生物多様性企業認証制度の運用&gt; <b>新規</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・生物多様性保全に関する優れた取組を実践している事業者を認証する「あいち生物多様性企業認証制度」の運用、制度の周知</li></ul> <p>&lt;ネイチャーポジティブ経営の推進&gt; <b>新規</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事業活動における自然資本との関わりを整理し、自然への負荷の最小化と製品・サービスを通じた自然への貢献の最大化を図る取組を促進する事業の実施</li></ul>	

## 重点プロジェクトH:あいちの自然体感の推進

【目標】	茶臼山及び伊良湖休暇村の利用促進
	利用者数:59万人／年 → 60万人／年
<p>県内に211km 区間が設定されている東海自然歩道では、設置後 50 年以上経過していた県の管理橋梁 9 橋の点検を行い、修繕が必要となった横断歩道橋や河川橋の4橋(瀬戸市:2橋、豊田市:1橋、新城市:1橋)の修繕工事を順次実施してきました。</p> <p>この他に、老朽化したトイレのリニューアル工事、木製階段や歩道の改修等の工事を実施しました。</p> <p>また、茶臼山や伊良湖休暇村の自然公園施設では、各施設管理者からの要望等を踏まえて、それぞれの野営場トイレの整備工事等を行うとともに、伊良湖休暇村では駐車場区画線の引き直しや給水管修繕等の工事を実施してきました。</p> <p>弥富野鳥園では、長寿命化工事に併せて本館内装の木質化により、施設の魅力向上を図ります。</p> <p>引き続き、各管理者からの要望等を踏まえて施設利用者の利便性向上を図っていきます。</p>	

## 重点プロジェクトI:国際連携の推進

<b>【目標】</b>	<b>国際情報の県内への報告 每年実施</b>
-------------	-------------------------

生物多様性の保全と持続的な利用には、世界的な課題を見据えながら、地域の状況に応じた取組を進めていくことが重要です。

本県は、愛知で開催されたCOP10で「都市と地方自治体の生物多様性に関する行動計画」が策定された事を踏まえ、世界的な動向に関する情報収集に加え、自治体の声を国際社会に届けるべく、継続して国際会議に参加しています。また、国際先進広域自治体連合(GoLS)での活動を通して海外の自治体と連携し、世界目標の達成に向け、生物多様性保全に資する自治体の取組促進を図ってきています。こうした状況は、随時、広報誌やウェブページ等で発信し、県内への情報共有に努めています。

また、本県の施策に関しても、国際的な動向を踏まえた視点を隨時取り入れています。

## 重点プロジェクトJ:「あいち方式2030」推進プラットフォームの構築

<b>【目標】</b>	<b>生物多様性サポーターの拡大 登録者数:5,000人</b>
-------------	----------------------------------

本県は、地域生物多様性増進法に基づく地域生物多様性増進活動支援センターとして、自然環境に関する情報(自然史情報)の集約、整理及び分析を進めており、県内の生物多様性保全に関わるプラットフォームのひとつとしてWebサイト「あいち生きものステーション」を2022年3月に公開し、「あいち生物多様性企業認証制度」に関する制度紹介や、キッズページ「あいちの生きもの探検隊」などの内容拡充を図ってきました。

今後もプラットフォームを活用し、戦略全体を推進します。

#### 4 中間見直し後の成果指標 (調整中)

- 戦略の実効性を高めるために設定した成果指標について、中間見直しの方向性及び重点プロジェクトに追加した施策等を基に、見直しや追加等の更新を行います。
- 中間見直し後の成果指標を以下のとおり示します。
  - ・**追加** … 指標自体を追加したもの
  - ・**見直し** … 指標の内容や目標値を変更したもの

**調整中**